



2025年4月14日

各位

会社名 株式会社 松屋  
代表者 代表取締役社長執行役員 古屋毅彦  
(コード番号 8237 東京証券取引所プライム市場)  
問合せ先 総務部コーポレートコミュニケーション課  
課長 関泰程  
(TEL. 代表 03-3567-1211)

取締役の報酬制度の改定および業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえ、本日開催の取締役会において、取締役の報酬制度を以下のとおり改定（以下、「本改定」という）し、本改定のうち、業績連動型株式報酬制度の導入に関連する議案を2025年5月29日に開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という）に付議することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

## 記

### 1. 本改定の目的

当社は、本日開催の取締役会において、新たな「経営計画『Global Destination』となることを目指して」を策定いたしました。これにともない、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」という）について、経営計画の実現に向けて当社グループの中長期的な企業価値向上への取り組みを強化し、持続可能な成長に向けたインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を図ることを目的として、報酬制度を見直すことといたしました。

### 2. 本改定の概要

本改定は、対象取締役の報酬に関し、これまでの単年度の目標に対する業績連動報酬制度の内容を見直すとともに、新たに中長期の目標に対する業績連動型株式報酬制度を導入するものであります。

なお、監査等委員である取締役および社外取締役の報酬は、従来どおり基本報酬のみといたします。

#### (1) 役員報酬の基本方針

役員業績連動報酬制度は、以下の基本方針に基づき運用されます。

- ①経営計画の達成に向け、役員のオーナーシップとリーダーシップを促進
- ②企業と役員の持続可能な成長に資する報酬設計
- ③多様な視点からの経営評価と個別成果の適切な反映
- ④株主との利害共有と企業価値向上の連動

## (2) 役員報酬の構成

本改定により、対象取締役の報酬は、基本報酬（固定・金銭）、短期業績連動報酬（変動・金銭）、中長期業績連動報酬（変動・株式）で構成されます。ただし、対象取締役のうち非業務執行取締役は、基本報酬と中長期業績連動報酬のみとします。

### ①基本報酬（固定・金銭）

基本報酬は役位、職責等に応じた報酬構造を明確化し、市場水準や業界平均を考慮した適切な水準で設定するものとし、指名・報酬委員会において定期的に見直しを検討を行います。

### ②短期業績連動報酬（変動・金銭）

単年度の業績等に対する複数の業績目標を導入し、その達成度合いに基づき算定した報酬額を金銭で支給いたします。

### ③中長期業績連動報酬（変動・株式）

複数年度の期間に係る業績等に対する複数の業績目標を導入し、業績等の評価期間（以下「評価期間」という。）の終了後に業績目標に係る目標の達成度合いに基づき算定した数の普通株式を付与する制度です。パフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度であり、付与する普通株式には一定の譲渡制限を付します（以下、「本制度」という。）。

なお、初回の評価期間は2025年3月1日～2028年2月29日の3年間といたします。

#### 【改定当初の報酬の内訳および業績目標達成時の構成比率】

報酬の種類	支給基準				支給方法	報酬構成①※1	報酬構成②※1
基本報酬 (固定)	役位・職責別に設定				毎月現金	75%	88.2%
短期業績連動報酬 (変動)	役位・職責別の基準額×評価係数				年1回現金	15%	—
	業績目標※2	評価係数	評価ウェイト (社長)	評価ウェイト (社長を除く)			
	連結売上総利益	0.0～1.5	25%	15%			
	連結経常利益		60%	50%			
	百貨店業ID顧客売上高※3		15%	15%			
個人別評価	—		20%				
中長期業績連動報酬 (変動)	役位・職責別の基準額×評価係数				評価期間終了時株式	10%	11.8%
	業績目標※2	評価係数	評価ウェイト (社長)	評価ウェイト (社長を除く)			
	TSR (配当込み TOPIX 対比)	0.0～1.5	50%	50%			
従業員エンゲージメント改善率	50%		50%				

※1 報酬構成①は業務執行取締役、報酬構成②は非業務執行取締役

※2 業績目標は初回の評価期間に適用するものであります。

※3 自社カード会員等の売上把握ができるアプローチ可能な顧客に対する売上高

## 3. 業績連動型株式報酬制度の概要

### (1) 本制度の導入の目的及び条件

#### ①導入の目的

本制度は、対象取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化すること、並びに対象取締役に当社のサステナブルな成長につながるインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、導入するものです。

## ②導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、業績連動型譲渡制限付株式報酬を支給するものであるため、本制度の導入は、本定時株主総会において当該報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2022年5月26日開催の第153期定時株主総会において、年額360百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円。ただし、使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。

今般、本定時株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

## (2) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、当社の取締役会において、基準となる株式数、評価期間及び評価期間中の業績目標を定めて、当該数値目標の達成度及び対象取締役の役位等に応じて算定される数の当社の普通株式（以下「当社株式」という）を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型譲渡制限付株式報酬制度であり、付与される当社株式に一定の譲渡制限を付する制度です。本制度において採用する業績指標等は、利益の状況を示す指標、売上高の状況を示す指標その他の当社の経営方針を踏まえた指標等を取締役会において決定するものとします。

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社株式の総数は、年間216,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて上限数を調整いたします。）、本制度に基づく報酬の総額は、上記（1）②の報酬枠とは別枠で、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額180百万円以内といたします。

### ①本制度における株式の付与方法

本制度に基づく当社株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

(ア) 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社株式の発行又は処分を行う方法

(イ) 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社株式の発行又は処分を受ける方法

### ②当社株式の付与の条件

本制度においては、評価期間が終了し、以下の要件を満たした場合に、対象取締役（評価期間開始後に新たに就任した対象取締役を含みます。）に対して当社株式の付与を行います。

(ア) 当社の取締役会において定める一定の非違行為等がなかったこと

(イ) その他業績連動型譲渡制限付株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後当社株式の付与前に、(i)対象取締役が、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職した場合、(ii)当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が承認された場合、並びに(iii)当社取締役会が正当な理由があると認める場合には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社株式に代えて、当社の取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

また、クローバック条項を導入し、当社株式の譲渡制限の解除後一定の期間内に、対象取締役に非違行為があった場合及び当社株式の付与の基礎とした業績に重大な誤りがあることが判明した場合等は、当社の取締役会の決議により、対象取締役に対し、全部又は一部の当社株式の返還又は当社株式に代わる金銭の支払を請求することができるものとします。

### ③譲渡制限等の概要

本制度に基づき交付する当社株式に付する譲渡制限の概要は次のとおりです。

- (ア) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下「譲渡制限期間」という）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。
- (イ) 当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- (ウ) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (エ) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が承認された場合には、本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

#### 4. 今後の報酬制度の改定について

報酬構成、算定方法（算定に用いる評価指標等を含みます。）その他の対象取締役の報酬制度の内容は、事業環境の変化や経営目標の見直し等に応じて、適宜、指名・報酬委員会での審議・答申を踏まえ、取締役会決議をもって変更する可能性があります。

#### 5. ご参考

当社は、本定時株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、本制度と同様の制度を導入する予定です。

以 上